

スイス入国時に検疫措置（自己隔離）が必要となる対象国及び地域の改訂について
（スイス連邦内務省保健庁発表）

【ポイント】

●7月22日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリストを改訂

【本文】

7月22日、スイス連邦内務省保健庁は、新型コロナウイルス感染症対策として、7月6日から実施している特定の国及び地域からスイスへ入国する者に対する検疫措置（10日間の自己隔離）について、対象となる国及び地域のリストを改訂しました。

1 適用日時

2020年7月23日午前0時から

2 対象者

スイスへ入国する過去14日間以内に感染リスクが増大している国及び地域（以下5を参照）に滞在した者

3 実施内容

スイス入国後直ちに自宅又は宿泊施設に移動し、10日間の自己隔離を実施する。

4 報告義務

検疫措置（自己隔離）の義務を負う者は、スイス入国から2日以内に所管の州当局に入国した旨を報告し、当局の指示に従わなければならない。

5 （スイスが指定する）感染リスクの高い国及び地域

- ・アルゼンチン
- ・アルメニア
- ・アゼルバイジャン
- ・バーレーン
- ・ボリビア
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ（追加）
- ・ブラジル
- ・カーボベルデ
- ・チリ
- ・コロンビア
- ・コスタリカ（追加）
- ・ドミニカ共和国
- ・エクアドル（追加）

- ・エルサルバドル（追加）
- ・エスワティニ（旧スワジランド）（追加）
- ・グアテマラ（追加）
- ・ホンジュラス
- ・イラク
- ・イスラエル
- ・カザフスタン（追加）
- ・キルギス（追加）
- ・コソボ
- ・クウェート
- ・ルクセンブルク（追加）
- ・モルディブ（追加）
- ・メキシコ（追加）
- ・モルドバ
- ・モンテネグロ（追加）
- ・北マケドニア
- ・パレスチナ（追加）
- ・オマーン
- ・パナマ
- ・ペルー
- ・カタール
- ・ロシア
- ・サウジアラビア
- ・セルビア
- ・南アフリカ
- ・スリナム（追加）
- ・タークス・カイコス諸島（英領）
- ・アラブ首長国連邦（追加）
- ・米国（プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島を含む）

※米国については、今回の改訂でプエルトリコ及び米領ヴァージン諸島が追加されました。

以上、計42の国及び地域

6 改訂でリストから除外された国

- ・ベラルーシ
- ・スウェーデン

7 注意事項

検疫措置（自己隔離）の義務を遵守しない者に対しては、重大な違反の場合は最高1万フラン、過失の場合は最高5千フランの罰金を各州が科す場合がありますのでご注意ください。

○スイス連邦内務省保健庁発表

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende/quarantaene-einreisende.html>

(リンクはドイツ語、他にフランス語、イタリア語及び英語あり)

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

(ジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州にお住まいの方)

電話 : 022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール : consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>